

## 本籍地市区町村から、戸籍に記載される予定の振り仮名が通知されます

令和7年5月26日に戸籍法が一部改正され、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることとなります。それに伴い、本籍地市区町村から、戸籍に記載される予定の振り仮名が順次通知されます。

通知書に記載された氏や名の振り仮名が、現に使用している読み方と異なる場合には、届出が必要です。これが受理されることで、届出した振り仮名が順次戸籍に記載されます。<sup>※1</sup>

なお、通知の振り仮名が正しいときは、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されます。<sup>※2</sup>



法務省  
ホームページ

戸籍の振り仮名制度について、詳しくは法務省HPをご覧ください。

- ※1 届出の期間は改正法の施行日から1年以内（令和7年5月26日から令和8年5月25日まで）に限ります。
  - ※2 戸籍に記載されたあと、“1回に限り”振り仮名の変更の届出ができます。
- なお、既に届出した振り仮名を変更したい場合は、家庭裁判所の許可が必要となります。

[注] 届出に手数料は一切かかりませんので、法務省や市区町村が金銭を支払うよう要求することはありません。詐欺にご注意ください。

[注] 市区町村により通知発送の時期が異なります。詳しくは本籍地の市区町村のHP等でご確認ください。

問合せ＝住民保険課 住民係 ☎76-1366

## コンビニ交付システムの利用停止のお知らせ

メンテナンス作業に伴いコンビニ交付システムを停止するため、下記の日程はご利用できません。なお、役場窓口は通常通りの業務を行います。印鑑登録証明書が必要な場合は、印鑑登録証（黄色いカード）を必ずお持ちください。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

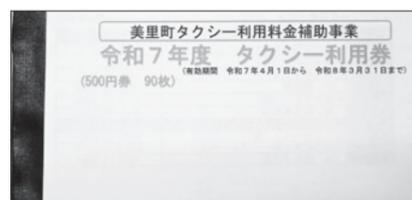
【停止日】 令和7年5月21日(水) 終日

問合せ＝住民保険課 住民係 ☎76-1366

## 美里町タクシー利用料金補助事業の申請はお済みですか？

町では、自動車運転免許証を返納したかたなどの日常生活の移動手段を確保するため、「タクシー利用料金補助事業」として、タクシー券を交付しています。

令和7年度の申請がまだお済みでないかたは、お早めに介護福祉課へ申請をお願いします。



### 利用券の額など

年間交付限度枚数＝90枚(500円券) 45,000円分

※年度途中で申請したかたは、当該年度の残りの月数（申請月を含む）に8枚を乗じた枚数となります（例：6月に申請した場合は8枚×10か月分＝80枚）。

使用限度＝1回の乗車につき6枚(3,000円)まで

### 利用目的

タクシー利用料金の助成

### 対象者

自動車運転免許証の交付を受けていないかた(40歳以上) など

問合せ＝介護福祉課 社会福祉係 ☎76-5132

## 5月30日は「ごみゼロの日」です！ ごみについて考えましょう！

「ごみゼロの日」は、「ご(5)み(3)ゼロ(0)」の語呂合わせで、1970年代に愛知県豊橋市から始まり、その後全国へ広まったといわれています。

令和6年度に町内から小山川クリーンセンターへ以下のごみ量が搬入されています。

各家庭においても、家庭ごみが少なくなるよう、減量化・リサイクル・3R + Renewableの取り組みをお願いします。

【単位：t】

	合計	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	リクエスト収集	不法投棄	有害ごみ	資源ごみ
令和5年度	3,560	3,212	209	83	6	2	4	44
令和6年度	3,640	3,315	190	83	4	2	3	43
(前年度比)	+80	+103	-19	0	-2	0	-1	-1

3R…次の3つの英単語の頭文字

Reduce (リデュース): ごみの発生抑制

Reuse (リユース): 再利用

Recycle (リサイクル): 再資源化

Renewable (リニューアブル): 再生可能な資源(物)へ代替する



## 食品廃棄物の減量化に取り組みましょう！

「食品ロス対策マグネット」を、総務課とコミュニティセンターの窓口で配布しています。冷蔵庫内の食品がわかり、食品の買いすぎを防ぎ、食品廃棄物の減量につながります。ぜひ、活用ください。



問合せ＝総務課 生活環境係 ☎76-1115

## 美里町再生可能エネルギー設備等導入補助金について

町は、脱炭素の推進および災害時におけるエネルギー自給などを高めることを目的に住宅敷地内に設置する太陽光発電設備、蓄電池およびV2H充放電設備費用を補助します。

### 【対象者】

- ① 町内の住宅用地に建つ居住用住宅に電力を供給する目的で発電システムなどを設置した者、または発電システムなどを設置した町内の建売住宅を購入した者
- ② ①に該当する住宅に居住し、住所を有する者
- ③ 本人および世帯員に町税の滞納がないこと

### 【補助金額】

最大30万円（太陽光発電設備、定置型蓄電池、V2H充放電設備それぞれにつき10万円）  
※対象設備は、発電容量、用途、契約内容期間などの条件があります。

### 【交付申請手続】

契約書などの日付から6か月以内に、申請書に必要な書類を添えて、提出してください。

### 【注意事項】

この補助事業は、令和6年4月1日以降に契約した発電システムが適用となり、令和7年度も事業を継続します。

補助事業を利用される際は、詳細をホームページで確認いただくか、事前にお問合せいただきますようお願いいたします。



ホームページ  
QRコード

問合せ＝総務課 生活環境係 ☎76-1115